

令和3年度会費等の額及び  
徴収の方法について(案)

公益社団法人 競走馬育成協会

令和3年度会費等の額及び徴収の方法について（案）

1. 入会金の額及び徴収の方法

- (1) 入会金の額は、令和3年度中に公益社団法人競走馬育成協会（以下「協会」という。）に入会した正会員1名につき、10,000円、準会員1名につき、5,000円とする。
- (2) 入会金の徴収は、その会員の入会時とする。

2. 会費の額及び徴収の方法

- (1) 会費の額は、会員割及び頭数割によるものとし、本年度に入会する新入会員にあつては会員割のみとする。
  - ① 会員割にあつては、令和3年度中に正会員、準会員の資格を保有する会員1名につき、5,000円とする。
  - ② 頭数割にあつては、正会員について以下のとおりとする。
    - i) 令和3年1月1日在既の育成届出頭数（2019年産駒の頭数）が5頭以内の会員にあつては一律5,000円とする。
    - ii) 育成届出頭数が5頭を超える会員にあつては5,000円に5頭を超える1頭につき1,000円を乗じた額を加えて得た額（6頭以上の育成届出頭数×1,000円）とする。
    - iii) 本年度に入会する新入会員にあつては、頭数割は徴収しない。
- (2) 会費の徴収は、令和3年4月30日までとする。ただし、本年度に入会する新入会員にあつては入会時とする。

3. 賛助会員の会費の額及び徴収の方法

- (1) 賛助会員の会費の額は、賛助会員1名につき、1口10,000円とし、1口以上とする。
- (2) 賛助会費の徴収は、令和3年4月30日までとする。ただし、本年度に入会する新入賛助会員にあつては入会時とする。